

## 適用期間・運賃

運賃種別により運賃が、年間同じものと、出発月日・曜日・便指定により細かく設定されているものがある。また、運賃種別によっては、その運賃が適用できない期間・月日の設定もある。

### 1. シーズナリティの適用

個別に特に規定されていない限り、日本からの最初の国際線旅行開始日を基準とする。

運賃が細かく設定されている場合、航空券上もその違いを明記する必要があり、運賃レベルによりIATAで定めたコードを用いているが、航空会社によっては独自のコードを用いている場合がある。

運賃 レベル数	コードおよび名称							
2	H							L
3	H	K					L	
4	H	K	J				L	
5	H	K	J	F				L
6	H	K	J	F	T			L
7	H	K	J	F	T	Q		L
8	H	K	J	F	T	Q	Y	L
	ピーク	ショルダー	ショルダー	ショルダー	ショルダー	ベーシック	ベーシック	ベーシック
		1	2	3	4	ハイ	ミドル	

行先によって運賃レベル数は異なるが、運賃レベル数に伴うコードと名称は共通になる。

(例)

南米行 JALエコノミーセイバー H K L

グアム行 JALエコノミーセイバー H K J L

### 2. 週末 (Weekend - W)・平日 (Weekday - X) 運賃の適用

#### a) 往路・復路の両方向に曜日の規定のある運賃

適用する運賃の規則に従い、往路・復路の各方向の曜日で運賃を決定する

#### b) 往路のみに曜日の規定のある運賃

個別に特に規定されていない限り、往路の国際線出発の曜日で往路・復路の運賃を決定する。復路の曜日は問わない

### 3. 便指定運賃の適用

#### a) 便名指定運賃

指定された便名の利用に限る

#### b) 午前・午後便指定運賃

##### i) 往路・復路の両方向に出発時刻の規定のある運賃

往路・復路各方向の国際線便の出発時刻で運賃を決定する

##### ii) 往路のみに出発時刻の規定のある運賃

往路の国際線便の出発時刻により決定する。復路の出発時刻は問わない